

# 建設栃木に入ろう

建設労働者・職人の組合です



マスコットキャラクター

けんトチくん

☆組合公式LINE



☆アカウントに登録しよう☆

「お友達」登録をいただくと、組合からお得な情報をお届けします。ぜひ、QRコードを読み取り、登録をお願いします。



一人一人の心が創る建設栃木



全建総連栃木県建設労働組合

〒320-0061 栃木県宇都宮市宝木町2-944-3

TEL028(652)5910 FAX028(652)5912 <http://tochigikenrou.org/>



# 組合費

## 建設業で働く仲間であれば、

## 誰でも、一人から加入できます

加入申込書に必要な費用を添えて申し込んでください。それ以降の組合費共済費・組合の健康保険料等は、毎月5日(土日祝日の場合は翌営業日)に金融機関より引き落としとなります。加入時のみ組合加入金**4,000円**が必要になります。

組合費 階層	
事業主	組合で事業所労災を掛けている組合員。及び、自主的に事業主組合員を選択する組合員。
一人親方	組合で一人親方特別加入労災を掛けている組合員。及び、事業主組合員以外の方で自主的に一人親方組合員を選択する組合員。
一般	事業主・一人親方組合員に該当しない組合員。(組合以外で労災に加入されている方など)
被雇用者	事業主組合員に雇用されている被雇用者・家族専従者でなおかつ組合費・組合の健康保険料の1/2以上を事業主組合員から負担されている組合員

新加入時(59歳まで)			
月額組合費(円)			
	組合費	共済費	合計
事業主	3,200	1,150	4,350
一人親方	2,900	1,150	4,050
一般	2,700	1,150	3,850
被雇用者	2,100	1,150	3,250

新加入時(60歳以上)			
月額組合費(円)			
	組合費	共済費	合計
事業主	3,200	750	3,950
一人親方	2,900	750	3,650
一般	2,700	750	3,450
被雇用者	2,100	750	2,850

※別途支部費等がかかります。

# 組合共済

## 組合員は全員加入の共済制度です

病気、ケガ、交通事故、災害などにあった時、組合員どうしが助け合っていこうと、組合共済制度を設けています。



### 加入・申請・給付方法

- 新規加入者…組合に加入すると全員適用になります。  
満60歳以上の新規加入は、給付内容に制限があります。
- 給付の適用…組合加入月より、4ヶ月目の1日より適用になります。
- 共済事由発生後3ヶ月以内に申請してください。(申請用紙は組合にあります。)
- 重大な過失・保険金めあての殺傷等の場合には給付されないことがあります。
- 新加入時の年齢に関わらず、組合加入後、満80歳以上の方は給付内容が変わります。
- 一部“こくみん共済coop(全労済)”が適用となる給付もあります。
- 配偶者・子供の共済加入もできますが、年齢等に制限があります。  
給付は、死亡・入院・通院・障害・傷病見舞金が適用となります。
- 戦争・暴動・天災・巨大大事故等による共済事由の場合、中央執行委員会をもって給付の見直し・延期・中止にすることがあります。

病気での入院も安心!  
組合共済+健康保険で

1日最高  
13,000円の保障  
(30才未満の場合)

## ■給付の内容 <基礎給付>

共済事由	区 分		給 付 金		
			新加入時59歳まで	新加入時60歳以上	加入後 80歳以上
死 亡	本 人	交通事故★1	5,000,000円	3,000,000円	3,000,000円
		不慮の事故★1	2,000,000円		
		普通死亡★1	1,000,000円		
	配 偶 者		50,000円		
	同 一 生 計 父・母・子		10,000円		
別 生 計 実父・実母		10,000円			
入 院	不慮の事故★2		1日1,000円 <small>(入院1日目から180日分限度)</small>		
	交 通 事 故★2		1日4,500円 <small>(入院5日目から180日分限度)</small>		
	上記事故 以外の病 気等	30歳未満	1日5,000円 <small>(入院6日目から90日分限度)</small>		1日2,000円 <small>(入院6日目から90日分限度)</small>
		30～64歳	1日3,000円 <small>(入院6日目から90日分限度)</small>		
65歳以上		1日2,000円 <small>(入院6日目から90日分限度)</small>			
通 院	交 通 事 故★3		1日2,250円 <small>(通院1日目から90日分限度)</small>		
後 遺 障 害	交 通 事 故★4		4,000,000円～ 160,000円	3,000,000円～ 120,000円	4,000,000円～ 160,000円
	不慮の事故★4		1,000,000円～ 40,000円		
傷病見舞金 (一時金)	休業 15 日以上		5,000円		
	休業 30 日以上		7,000円		
	休業 60 日以上		10,000円		
	休業 90 日以上		20,000円		
	休業 120 日以上		30,000円		
	休業 150 日以上		40,000円		
住 宅 災 害	火 災	全 焼 損	200,000円		
		半 焼 損	100,000円		
		一 部 焼 損	40,000円以内		
	風 水 害	全 倒 壊	100,000円		
		半 倒 壊	50,000円		
		一 部 倒 壊	20,000円以内		
作業所・事務所等の火災 全焼		50,000円			
成 人 祝 金	本 人		10,000円		
結 婚 祝 金	本 人		20,000円		
出 産 祝 金	本人または組合員配偶者		20,000円		
小・中学校入学祝金	組合員の子		5,000円 <small>(図書カード)</small>		
組合活動中 の事故による 休業見舞	本 人 死 亡		200,000円		
	家 族 死 亡		100,000円		
	本人・家族の入院		20,000円		
	本人・家族の通院		10,000円		

## ■慶弔共済

	共済金の種類	共 済 事 故	給 付 金
生 命 タイ プ	死亡弔慰金	普通死亡	300,000円
		不慮の事故等による死亡	400,000円
		配偶者の死亡	200,000円
		子の死亡 <small>(別生計でも可)</small>	100,000円
		親の死亡 <small>(別生計でも可) ※1</small>	30,000円
	重度障害見舞金	重度障害 <small>(本人のみ)</small>	300,000円
災 害 タイ プ ★5	住宅災害見舞金	火災等 <small>(※2)</small>	100,000～5,000円
		風水害等 <small>(※2)</small>	30,000～1,000円
		地震等 <small>(※2)</small>	10,000～1,000円
		同居家族の死亡	10,000円

★1～5は、こくみん共済coop(全労済)からの給付となります。

※1 義母、義父も支給可 ※2 損害の程度に応じて、給付金が決定します。

# 健康 保険

# 本人も家族も安心の充

国民健康保険には、県が運営する県国保と、組合の健康保険（中央建設国民健康保険組合）のように、同種の事業に従事する方が組合員となって運営をしている国保組合があります。仕事形態・年齢・家族数により健康保険料が決まるので、前年の所得による変動や均等割・資産割による賦課はありません。

## 組合員本人の月額保険料

☆A+Bが、組合員本人の月額保険料になります。

年 齢 加入時の年齢で算出	事 業 形 態	種 別	①	②	A(①+②小計)	B 介護保険分 (満40歳～64歳)
			医療保険分	後期高齢者 支援金分	医療+後期	
30歳以上	法人事業所の事業主	法人第1種	27,500	6,700	34,200	4,900
	個人事業所の事業主	第1種	26,000	6,400	32,400	4,800
	一人親方	第2種	22,300	5,500	27,800	4,200
	法人事業所の従業員	法人第3種	18,900	4,900	23,800	3,700
	個人事業所の従業員	第3種	18,400	4,700	23,100	3,600
25歳以上30歳未満	事業形態に関係なく年齢で決まります。	第4種	11,800	3,200	15,000	—
20歳以上25歳未満		第5種	9,300	3,000	12,300	—
20歳未満		第6種	6,800	2,900	9,700	—

本人保険料  円

## 家族の月額保険料

☆A+Bが、家族1人分の月額保険料になります。

年 齢 新加入者←加入時の年齢	①	②	A(①+②小計)	B 介護保険分 (満40歳～64歳)
	医療保険分	後期高齢者 支援金分	医療+後期	
3歳未満		無 料		—
3歳以上6歳未満	2,200	1,400	3,600	—
6歳以上23歳未満	3,000	1,900	4,900	—
23歳以上70歳未満	3,700	2,100	5,800	2,800
70歳以上75歳未満	3,100	1,900	5,000	—

## 月額保険料 算出の仕方

3 歳以上 6 歳未満	3,600円×	名=	円
6 歳以上 23 歳未満	4,900円×	名=	円
23 歳以上 40 歳未満・ 65 歳以上 70 歳未満	5,800円×	名=	円
40 歳以上 65 歳未満	8,600円×	名=	円
70 歳以上 75 歳未満	5,000円×	名=	円

家族保険料計  円

本人+家族保険料合計  円

\*家族については、医療保険分・後期高齢者支援金分は6人目以降は徴収しません。

## 必ず受けよう集団健診！

組合員本人・20歳以上の家族を対象に、提携医療機関での受診及び県内各地に健診車が出向いて集団健診を実施しています。

- \* 特定健診（基本健診）は組合員本人・20歳以上の家族被保険者は“**無料**”で受診できます。
- \* 健診項目は労働安全衛生法に基づく事業所健診にも対応。
- \* 専門医によるレントゲンの再読影を実施（アスベスト対策）。
- \* 節目人間ドック健診があります。

年度中（4月から翌年3月の期間）に「40・45・50・55・60・65・70歳」の誕生日を迎える被保険者が、特定健診にかえて人間ドックを受診した場合に補助されます。



# 実給付 3歳未満の家族分保険料は無料

## ■加入できる条件

建設産業に従事し政府労災保険の補償の対象となっている労働者、一人親方、事業主、事務職の方です。

## ■加入申し込みと資格確認書または資格情報のお知らせ交付

毎月所定の締日までにお手続きいただきます。詳しくは、組合事務所及び支部事務所までお問い合わせください。

## ■安心ひろがる払い戻し制度

※申請は不要です

70歳未満の組合員を対象に医療費の自己負担分がひとつの病院・診療所・訪問看護事業所で1カ月（暦の上で月の1日から末日まで）17,500円を超えたときは、超えた額を払い戻します。但し、加入後、4ヶ月目から適用。

## ■インフルエンザ予防接種に対する補助 ※申請が必要です

### ①補助の対象者

接種日において資格のあるすべての組合員・家族を対象とします。

### ②補助額

補助対象者1人当たり、接種費用に関わらず年度内2回2,000円を補助します。



## ■肺炎球菌予防接種に対する補助

※申請が必要です

## ■出産による保険料減免 ※申請が必要です

組合員本人が出産した場合は世帯分、家族が出産した場合は当該家族分の保険料が4か月分免除されます。

## ■県国保から移行される場合

- ・県国保に、組合の健康保険（中建国保）に入ったことを届け出ることで、保険税が清算されます。
- ・市町から交付された「子ども医療費助成」「妊産婦医療費助成」は、組合の健康保険加入後も、受給の対象となります。

## ■どんどん使おう！保養施設 ※申請が必要です

保養所契約施設は全国に約400ヶ所、被保険者1人につき1泊分3,000円を補助します。（年度内1回）

## 傷病手当金（休業補償）の給付日額

※申請が必要です

待機期間	なし 1日目から支給 (連続した5日以上 of 休業のとき)	
同一傷病であるかないかは問いません。入院・入院外それぞれ50日合わせて最大100日まで支給が受けられます。		
種 別	支給日額	
	入 院	入院外
法人第1種 第1種	8,000円	4,000円
第2種		3,600円
法人第3種 第3種		3,200円
第4種		2,800円
第5種		2,400円
第6種		2,000円

\*新加入後90日間を経過した組合員が対象。

\*入院外とは、通院および通院していなくても医師により療養のために仕事を休むように指示を受けた期間のことです。

\*支給を受けた日数にかかわらず、3年を経過すると支給日数が入院・入院外それぞれ50日にもどります。

\*出産手当金（女子組合員）1日あたり2,000円～4,000円もあり、該当者は保険料が最大1年間免除となります。※申請が必要です

**出産育児一時金** 1児につき500,000円

**葬 祭 費** 本人70,000円 家族50,000円

## ■活用しよう便利帳

組合の健康保険加入時に、「便利帳」を差し上げています。

保険給付や集団健診の詳細について掲載されています。保養施設利用者補助金申請書や、インフルエンザ予防接種補助金申請書などが添付されていますので、活用しましょう。



# 労災 保険

## 組合なら適切加入を アドバイス！



労災保険の適用	ワンポイント
 事業所労災	建設業の労災保険は元請責任です。一人でも労働者（臨時雇用者を含む）を雇っていれば加入義務があります。（通勤災害の補償もあります。）
 事業所労災 + 中小事業主特別加入	常時労働者がいる事業所の事業主・家族専従者・法人の役員等は、事業所労災を掛けた上で、自身が中小事業主特別加入をします。
 一人親方特別加入	常に労働者を雇わず、本人または家族従事者（同居の親族）だけで請負工事を行っている人が対象となります。
 事業所労災 + 一人親方特別加入	一人親方が元請工事（建築一式請負等）を行う場合や、忙しいので労働者を雇用する場合には事業所労災を掛けます。

次の給付が受けられます。

- **治療費と入院費**  
基本、治るまで窓口での自己負担なし。  
※特別な事例の場合、自己負担が発生することがあります。
- **仕事を休んだとき**  
休業4日目から1日につき平均賃金または給付基礎日額の8割が休業補償として給付されます。
- **障害が残ったとき**  
障害補償年金や障害補償一時金。
- **死亡事故のとき**  
遺族補償年金または遺族補償一時金、葬祭料。

### ◆事業所労災（建築事業の場合）

万が一労災事故発生  
の場合は、給付  
申請まで全面サポ  
ートします。

元請負金額	事業所労災保険料
200万円	4,370円
500万円	10,925円
1,000万円	21,850円
2,000万円	43,700円

※年間事務費3,000円（ただし、新加入時等は1,500円）

加入2年目以降は  
保険料を最大3分  
割（6月、8月、10  
月に口座引落し）  
できます。

### ◆一人親方特別加入

給付基礎日額	年間保険料
5,000円	31,025円
8,000円	49,640円
10,000円	62,050円

※年間事務費800円が別途必要です。

### ◆中小事業主特別加入（建築事業の場合）

給付基礎日額	年間保険料
4,000円	13,870円
5,000円	17,337円
8,000円	27,740円
10,000円	34,675円

#### 給付基礎日額とは？

労災保険の給付を受ける際、労働者は賃金をもとに算出されますが、特別加入対象者には賃金という概念がありません。

そこで、給付基礎日額を自らが選択することになります。

なお、給付基礎日額は、年に一度、特別加入の年度更新があり、見直すことが可能です。

※年度途中の加入の場合は、特別加入保険料は月割り計算となります。

※上記に記載のない「給付基礎日額」もあります。組合にご相談ください。

※特別加入時に健康診断が必要な場合があります。

アスベスト等の  
職業病の労災支援も  
行っています。

# 雇用 保険

## ひとりでも雇っていただければ加入義務があります

建設の事業 (現場従事者等)	労働者負担分保険利率	事業主負担分保険利率	全額分保険利率
	6.5/1000	11/1000	17.5/1000

\*年間事務費（1事業所あたり従業員1名～5名までは2,000円、6名以上は2,500円）が別途必要です。  
 ※加入2年目以降は保険料を最大3分割（6月、8月、10月口座引き落とし）できます。

**計算方法** 雇用保険料は、賃金総額（給与総額）に雇用保険料率をかけます

〔例〕従業員の賃金月額25万円  
 $250,000 \times 6.5 \div 1,000 = 1,625$ 円（労働者負担分）  
 $250,000 \times 11 \div 1,000 = 2,750$ 円（事業主負担分）

# あんぜん共済

## 労災保険の上乗せ補償制度

労災保険に加入している事業所、中小事業主、一人親方が加入できます。

1. 最高2,500万円の大きな補償（基本補償Ⅰ型の場合）
2. 休業補償もつけられます。
3. 下請負人も含めて補償の対象とすることができます。



### ●補償のタイプ (R7.3月現在)

(1) 基本補償(単位万円)

	死亡補償	後遺障害補償	
		1～3級	4～10級
I型	2,500	2,500	2,000 ～375
II型	2,000	2,000	1,600 ～300
III型	1,000	1,000	800 ～150
IV型	500	500	400 ～75

(2) 休業補償(4日目～72日まで補償)

型	補償内容
3千円型	休業1日あたり <b>3,000円</b>
2千円型	休業1日あたり <b>2,000円</b>

例えば、一人親方が『労災保険』と『あんぜん共済』に加入した場合…

プラス12,720円で

1日あたり**3,000円の上乗せ休業補償**が受けられます！

	労災保険	あんぜん共済	合計
加入内容	給付基礎日額 <b>5,000円</b>	基本補償Ⅳ型 休業補償 <b>3,000円</b> 型	—
年間保険料	<b>31,025円</b>	<b>12,720円</b>	<b>43,745円</b>
給付額 (1日あたり)	<b>4,000円</b> (休業補償給付3,000円) (休業特別支給金1,000円)	<b>3,000円</b>	<b>7,000円</b>

※R7.3月現在

# 建退共

## 若いときからの加入がお得です

(建設業退職金共済制度)

掛金および退職金額はおおよそ下記のとおりです。

年数(月数)	掛金	退職金額
2年(24月)	161,280円	約161,000円
10年(120月)	806,400円	約894,000円
20年(240月)	1,612,800円	約1,933,000円
30年(360月)	2,419,200円	約3,039,000円
40年(480月)	3,225,600円	約4,268,000円

※この表は1ヵ月、21日(日額320円)として掛けた場合のものです。

※組合に事務委託の場合 一人、1ヶ月7,000円(掛金込みです)。

※2026年10月より予定運用利回りが1.5%になる予定です。

### 4つのメリット



1. 組合を通して一人親方も加入できます
2. 事業主が払い込む共済証紙代(1日券・320円)は、法人は損金、個人事業の場合は必要経費として全額控除になります(一人親方は除く)。  
 又、最初に交付される共済手帳には、国から50日分(16,000円の証紙)の証紙補助があります。
3. 労働者の雇用・老後の不安をなくします。
4. 支給される退職金には税金がかかりません。

# 自主申告

## 組合の自主申告支援

年間を通してアドバイスします。

- 確定申告に向けた学習会・自主申告会・一括申告
- 納税者の権利学習会
- 年末調整点検会
- 調査への対応相談
- 日々の記帳相談
- 消費税(インボイス)対応相談



# 資格の取得 仕事支援

## 仕事に必要な資格の取得をサポート

- 各種講習
  - 木造建築物の組立て等、足場の組立て等
  - <住宅リフォームエキスパート>増改築相談員など

### ■ (一社) 全建総連リフォーム協会

国交省認定の「住宅リフォーム事業者団体」です。事業会員は「消費者から選ばれ、信頼される事業者」をめざしています。多くの事業会員の入会を募集しています。



■ 資格取得報奨金制度 一定の資格を取得した組合員に対して、申請により取得した資格に応じ、10,000円、5,000円、2,000円を支給します。

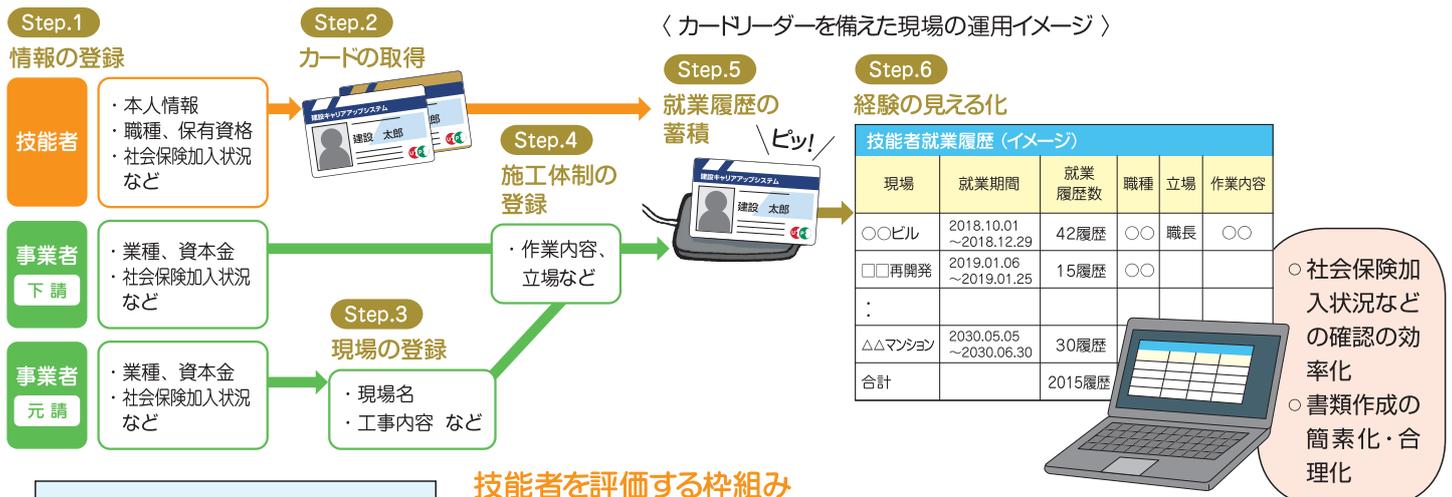
■ 働き方改革 建設業の働き方改革の学習会の開催、対応へのアドバイスをします。

■ 建設業許可 組合と顧問契約を結んでいる行政書士が許可の要件等を分かりやすくアドバイスします。実際の手続きも代行(有料)します。

# 建設キャリアアップシステム



## 国が認定した「正規」の建設技能者の証としてのツール 技能者の処遇改善や現場の事務効率化等につなげていくシステムです



〈登録申請の方法〉

- インターネット申請
- 窓口申請

組合は事業者、技能者登録ができる認定登録機関です。(受付は予約制)

### 技能者を評価する枠組み



評価基準に合わせて色分けされたカードを交付  
現場での経験や資格などが見える化して公正な評価ができることで適正な資金と将来のキャリアパスを描くことができます。

# 年金共済 まごころ

## ■加入資格 … 18歳から67歳未満の組合員の方

☆月払方式 … 1口5,000円で最高20口まで加入できます。

☆一時払積増 … 月払加入者が一時金を積み増すことにより、将来の受取額を増やすことができます。1口10万円単位、最高999口まで。

### ■“まごころ”の特徴

- ① 60歳から70歳の間に**年金開始を自由に選択**できます。  
5・10・15・20年確定年金コース、10・15年保証期間付終身年金コース、一時金の7コースから選択可能。
- ② 加入中、所定の事情が生じた場合、積立金の一部を途中で引き出すことができます(1回あたり20万円以上、1万円単位)。
- ③ 月払掛金額の見直し(増減)ができます。
- ④ 掛金は、生命保険料控除の対象になります(制度運営費は除く)。

## ◆月払方式

(月払2口10,000円加入の場合)

加入年数	脱退一時金(積立金)	65歳・年金開始(15年保証終身)	
		男性	女性
5	601,400円	月額 2,700円	月額 2,400円
10	1,236,100円	// 5,700円	// 5,100円
30	4,152,300円	// 19,200円	// 17,100円

※ R7.3月現在

## ◆一時払積増

(10口100万円加入男性の場合)

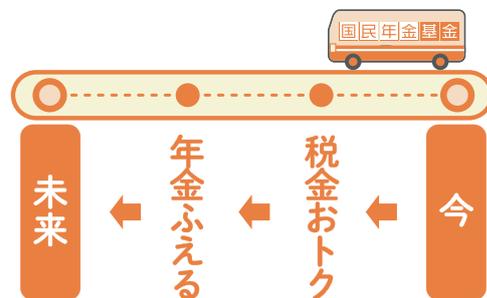
加入年数	脱退一時金(積立金)	65歳・年金開始(15年保証終身)
5	1,041,300円	月額 4,800円
10	1,098,800円	// 5,100円
30	1,365,700円	// 6,300円

※ R7.3月現在

# 全国 国民年金基金

## 将来にゆとりをプラス!

- ◆ 若い人ほど掛金が安い!
- ◆ 掛金は全額所得控除、節税効果(所得税・住民税)もバッチリ!!  
受け取る年金にも控除が適用
- ◆ 掛け捨てにならない公的年金
- ◆ 選べる年金タイプ



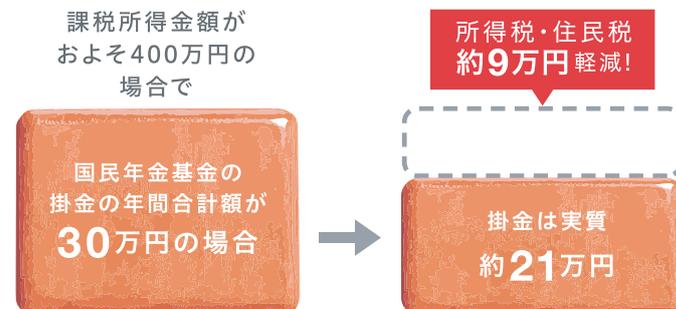
## ■国民年金は基本的な生活費をまかなうためのものです。



※1: 総務省統計局「家計調査」(2022年)

※2: 保険料を40年間納めた新規裁定者の方の場合(夫婦2名分)

## ■公的な個人年金だから税制面でもとても有利。



※所得税および復興特別所得税の合計税率を20.42%、住民税率を10%として計算。

## ■自営業などの方にも、上乘せ年金が必要です。



### 年金を受け取る時も

国民年金基金の年金は、国民年金や厚生年金等の年金と合わせて「公的年金等控除」の対象となります。



パソコンやスマホでも年金額や支払う掛金のシミュレーションができます。

[全国国民年金基金](#)で検索

## 全建総連 新築瑕疵担保責任保険



## 住宅瑕疵担保履行法に対応

「ゆうゆう住宅」は、全建総連が住宅保証機構(株)と提携して運営する住宅瑕疵担保履行法に対応した高耐久・高品質な木造住宅の愛称です。住宅保証機構が運営する住宅瑕疵担保責任保険「まもりすまい保険」の特定住宅に該当し、保険が適用されます。

保険料の割引等もあり、全建総連の組合員のみが利用できる有利な制度です。1回目の現場検査は組合の仲間(団体検査員)に依頼できます。

## 請負業者賠償保険 “パートナー”



工事現場の養生シートが風であおられ自転車で通行中の主婦にあたりケガを負わせた。

### = オプション PL特約 =

オプションでPL保険をつけると、工事終了後(引渡し後)の事故も補償の対象になります。

### = オプション 建設工事保険 =

建設工事中に生じる建築物の損害を補償します。

## 思わぬ事故、他人に損害を与えた時のために

### “パートナー”のメリット

1. 新築・増改築工事等に伴って発生するさまざまな賠償事故を幅広く補償します。
2. 万全な補償体制により、社会的信用度の向上がはかれます。
3. 個別加入する場合に比べて、割安な掛金での加入ができます。



クレーンが倒れ隣の民家を損壊させた

### ベーシックプラン

支払限度額 対人・対物 共通で1事故 1億円  
(自己負担額：1万円)

前年度年間請負金額	年間掛金
2,000万円	34,800円
5,000万円	87,000円

※ R7.4月現在

## 各種共済

## 手軽な掛金で、今こそ保障の見直しを!

マイカー共済は組合を通じて加入すれば団体割引17.5%適用!

家族一人ひとりに、一生つづく大きな安心を

### こくみん共済

カーライフを応援する頼れる補償

### マイカー共済

マイカー共済とあわせてご加入を!

### 自賠償共済

医療と介護の安心をサポート

### 新総合医療共済

新火災共済・新自然災害共済

### 住まいる共済

全建総連独自の新たな共済制度

### 生命・医療共済 あおぞら

## 組合の 自動車共済

団体契約のため民間損保に比べ安く加入できます。法人所有車・ダンプ・ユニック付車輻も加入できます。

## 融 資

### ろうきんの融資 (中央労働金庫)

カーライフローン(自家用自動車に限る)、教育ローン等

# 一人一人の組合員が主人公

—全国60万人の仲間たち(全建総連)と団結—

## 支部・班体制

組合は、県内の居住地域ごとに31の支部があり、約2,800名の仲間がいます。組合員は支部内の班に所属します。そして、班長職を回り番で行うこととなります。班長になると基本、月に一度ある班長会議(定例会)に出席します。班の仲間に組合配布物を渡し、ハガキや署名等の回収を行います。大変なところもありますが、身近な仲間と交流を深め、組合の内容をより深く知ることができます。

## いいね! 組合

県内各地で「住宅デー」を実施しています。公共施設等の修繕奉仕活動や地域のイベントに出展して組合の存在や地域に根ざした職人の技能・技術をアピールしています。

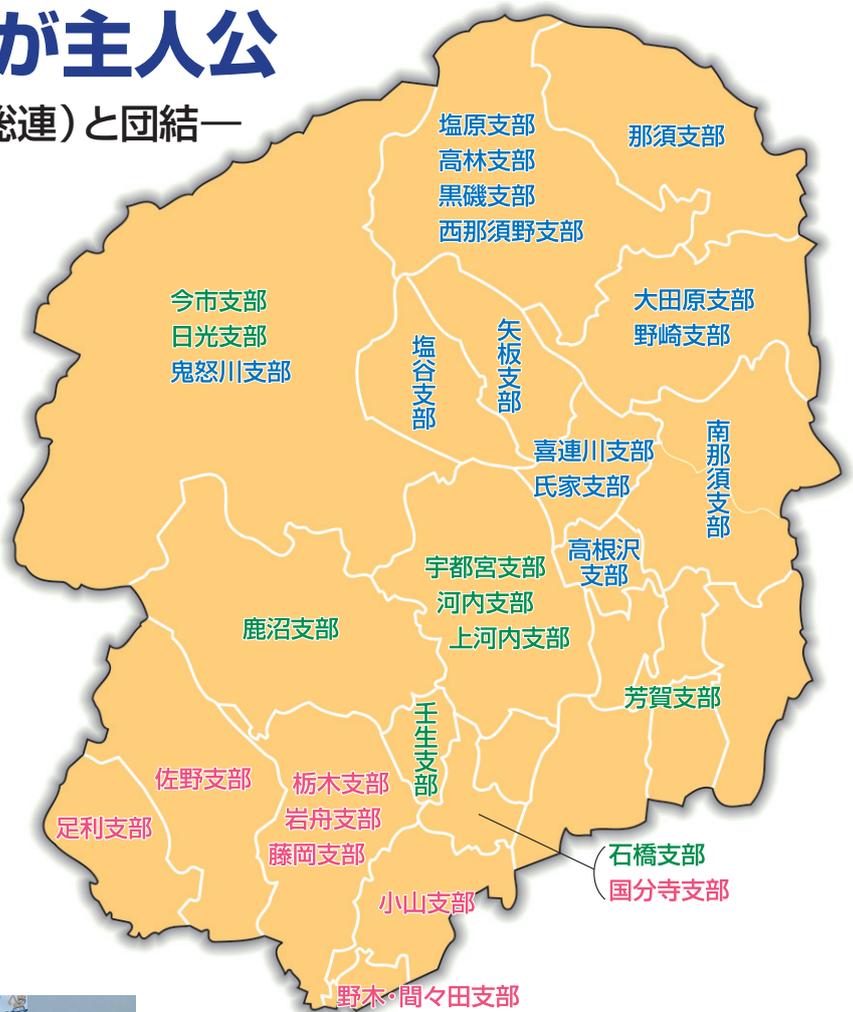


多くの仲間がみなさんの加入をお待ちしています。

## 組合機関紙『のびゆく仲間』など

組合機関紙『のびゆく仲間』を毎月組合員に配布し、活動の案内・報告などをはじめ、建設業に役立つ情報等も提供しています。

※重要なお知らせを掲載しています。必ずお目通しください。



## 仕事とくらしを守るために

建設国保の国庫補助獲得のための年2回のハガキ要請行動、仕事確保のための県内各自治体への要請行動や賃金・労働条件の改善のため県内大手住宅企業との交渉、その他様々な署名活動に取り組んでいます。



全国の仲間と東京・日比谷でデモ行進

# 組合加入に際し、下記の書類などをご用意下さい

加入手続きに必要なもの	組合加入	労働保険	健康保険	備考
印かん	○	○	○	みとめ印で可（朱肉を使用するもの）
口座振替用の通帳と届出印	○	○	○	事業用または個人の名義のもの（ゆうちょ銀行は不可）
加入される方本人の身分証明書			○	運転免許証の写しなど
個人名義の通帳			○	組合の健康保険からの支給先となるため、加入者本人の個人名義のもの（ゆうちょ銀行は不可）
続柄・本籍・筆頭者名・個人番号（マイナンバー）の記載がある世帯全員の住民票			○	1つでも省略があるもの及び交付日から3カ月を過ぎたものは不可
加入する本人及び家族全員の保険証または資格確認書または資格情報のお知らせのコピー			○	本人・家族が加入している保険証・資格確認書・資格情報のお知らせ
加入する本人・家族のマイナ保険証連携状況			○	事前に確認をお願いします
労災保険関係証明書（組合指定の用紙があります）			○	当組合で労災保険加入される方、被雇用者は除く
労働者名簿・賃金台帳		○		雇用保険を委託される事業所のみ

※マイナンバー制度の導入に伴い、上記以外に添付書類が必要です。事前に組合にご確認ください。

## ◆組合加入時に必要な諸費用

組合加入金 (加入時のみ)	4,000円		
組合費(加入月)	円		
共済費	円		
支部費(加入月)	円		
労災保険料 (事業所・事業主・一人親方)	円	年間事務費	円
雇用保険料	円	年間事務費	円
合計	円		

(月加入の場合)



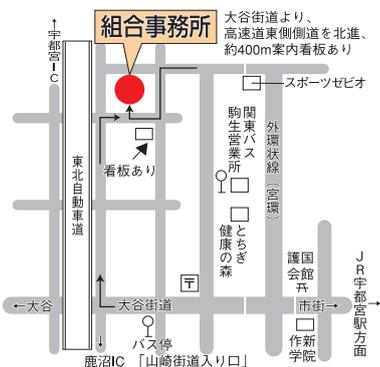
## ◆翌月からの引落とし金額

毎月5日口座引落し  
(5日が土日祝日の場合は翌営業日)

組合費	円
共済費	円
支部費	円
健康保険料	円
	円
合計	円

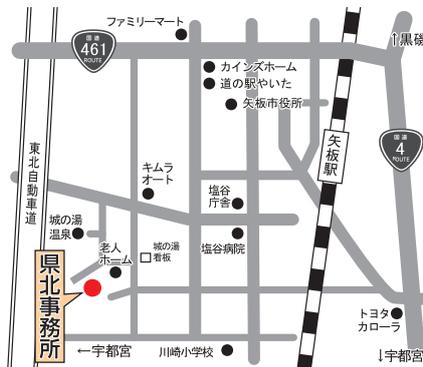
### 県本部・県央事務所・宇都宮支部事務所

〒320-0061 宇都宮市宝木町2-944-3  
TEL028-652-5910 FAX028-652-5912



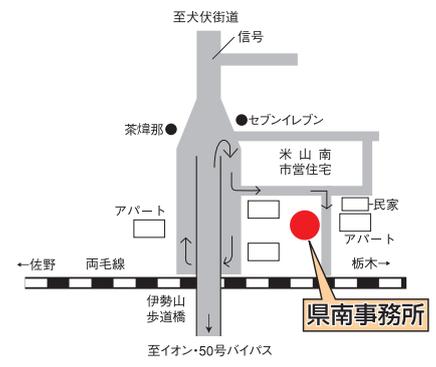
### 県北事務所・矢板支部事務所

〒329-2144 矢板市川崎反町300-1  
TEL0287-43-3881 FAX0287-43-3248



### 県南事務所

〒327-0803 佐野市犬伏新町1354-7  
TEL0283-24-5181 FAX0283-24-7617



### 鹿沼支部事務所

〒322-0029 鹿沼市西茂呂4-13-31  
江取様方  
TEL 0289-63-2635  
FAX 0289-63-2635

### 今市支部事務所

〒321-1262 日光市平ヶ崎508-4  
TEL 0288-22-7680  
FAX 0288-22-7680  
(火・水・木 12:00～17:00)

### 足利支部事務所

〒326-0051 足利市大橋町2-1816  
TEL 0284-43-3561  
FAX 0284-43-3562  
(火・水・木 9:30～16:30)

※お手数でも、事前にご連絡の上、ご来所ください。